

# 令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市民の居住の用に供する木造住宅（以下「木造住宅」という。）について、寒河江市木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を派遣し、耐震診断を行うために必要な事項を定め、もって、地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）による基準に沿った一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士（構造設計一級建築士又は構造適合判定資格者は除く。）の資格を持ち、県、市町村、建築士会等が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、県内市町村が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。
- (3) 耐震改修計画 耐震診断の結果に基づき、補強方法及び概算工事費について提案を行う改修計画をいう。

## (派遣対象となる住宅等)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に所在し、次に掲げる要件の全てに該当する住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅

- (2) 在来軸組工法で階数が 2 以下の住宅
- (3) 店舗等の用途を兼ねるものは、住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上であるもの
- (4) 寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「派遣事業」という。）による耐震診断を過去に受けていない住宅
- (5) 市民が所有し、かつ、自らが居住する住宅  
(派遣の申請)

第4条 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（法人を除く建築物の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者とし、当該住宅が共有に係るものは、共有する者のうちから選任した者。以下「申請者」という。）は、当該申請に係る耐震診断に着手する前に寒河江市木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）により市長に申請するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てであることが確認できる建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請内容を審査し、派遣を実施する対象住宅と認める住宅（以下「派遣住宅」という。）又は認められない住宅を決定したときは、寒河江市木造住宅耐震診断士派遣（決定・不適格）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。  
(派遣の決定の変更)

第6条 市長は、派遣の決定の内容に変更が生じたと認めるときは、決定通知書の内容を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定の内容を変更したときは、寒河江市木造住宅耐震診断士派遣変更通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣）

第7条 市長は、第5条の規定による派遣の決定をしたときは、速やかに耐震診断士を当該派遣住宅に派遣しなければならない。

2 前項の規定により派遣される耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）が派遣住宅の調査を実施する場合は、市が発行する寒河江市木造住宅耐震診断士認定証（様式第4号）を常に携帯し、関係者からの請求があったときはこれを提示しなければならない。

（派遣の辞退）

第8条 耐震診断士の派遣を決定された申請者（以下「派遣対象者」という。）は、決定通知書を受けた後において、耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに寒河江市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第9条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し、寒河江市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第6号）により派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断結果の報告)

第10条 派遣診断士は、派遣住宅の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を寒河江市木造住宅耐震診断結果報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(耐震診断結果の通知)

第11条 市長は、前条の規定により、耐震診断結果の報告を受けたときは、速やかに寒河江市木造住宅耐震診断結果通知書（様式第8号。以下「結果通知書」という。）により、派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断の費用負担)

第12条 耐震診断士の派遣に要する費用（以下「派遣費用」という。）は、1棟当たり133,100円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、市が負担する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ加算する。

- (1) 対象住宅に係る図面が無い場合は、44,000円を加算し、市が負担する。
- (2) 耐震診断と合わせて耐震改修計画を行う場合は、70,400円を加算し、当該加算額のうち市が60,400円を負担し、派遣対象者が1万円を負担する。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第13条 市長は、耐震診断結果に基づき、派遣住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第14条 派遣診断士は、派遣中及び派遣の終了後において、派遣事業の実施に関し知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い

た後においても同様とする。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 派遣事業に関し、派遣対象者から派遣費用以外の金銭を受けること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要的改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

寒河江市長

様

申請者　住　所  
氏　名  
電話番号

寒河江市木造住宅耐震診断士派遣申請書

令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第4条の規定により、下記の住宅等について耐震診断士の派遣を申請します。

対象住宅の概要	所 在 地	寒河江市	
	用 途		
	構 造 / 階 数	<input type="checkbox"/> 木造	/ <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て
	床 面 積	m <sup>2</sup> ( 坪 )	
	建築着工時期 [建築確認年月]	昭和 年 月 日	
	住宅等の平面図	有 · 無	
	耐震改修計画	有 · 無	

備 考

増築・修繕・模様替え・用途変更等を行った。

年 月頃 実施

具体的な内容 :

現在空き家である。使用開始予定時期 年 月 日

整理番号	※	審査欄	※	適 合	·	不適合
------	---	-----	---	-----	---	-----

※印の欄は、記入しないでください。

添付書類

1 位置図

2 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てであることが確認できる建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し等）

3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

指令建第 号

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市木造住宅耐震診断士派遣（決定・不適格）通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断士の派遣については、下記のとおり決定したので、令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 決定の内容

① 派遣決定

② 派遣不適格

〔派遣不適格となった理由〕

2 派遣される耐震診断士の氏名及び連絡先

氏 名

連絡先

3 現地調査の日時

年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

4 派遣業務受託機関

5 留意事項

(1) 派遣業務の実施に当たっては、上記受託機関にこの業務を委託しておりますのでご承知願います。

(2) 派遣される木造住宅耐震診断士が耐震診断のための現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく的確に実施できるようご協力お願いします。

様式第3号（第6条関係）

指令建第 号

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市木造住宅耐震診断士派遣変更通知書

年 月 日付け指令建第 号により派遣の決定を通知した木造住宅耐震診断士の派遣については、下記のとおり変更したので、令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第6条の規定により、通知します。

記

変更の内容

様式第4号（第7条関係）

(表面)

写真 縦3cm・横2.4cm	寒河江市木造住宅耐震診断士認定証	
	氏名	
	生年月日	年月日
	認定番号	
認定年月日 年月日		
寒河江市長 印		
(注) 寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業の業務以外に、この認定証を使用してはならない。		

(縦65mm・横96mm)

(裏面)

本証は、寒河江市が、令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第3条に規定する対象住宅等に対して、木造住宅耐震診断士派遣事業を実施することを目的に、寒河江市長が木造住宅耐震診断士の認定者に交付したものである。

【注意事項】

住所等に変更が生じたときは、届け出てください。

本人住所

電話番号

※ 本証を拾得した方は、上記にご連絡ください。

現に交付を受けている者の認定証については、この様式により交付を受けたものとみなす。

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

寒河江市長

様

申請者　住　所  
氏　名  
電話番号

寒河江市木造住宅耐震診断士派遣辞退届

年　月　日付け指令建第　　号で決定の通知のあった木造住宅  
耐震診断士の派遣について、下記の理由により辞退したいので、令和6年度寒河  
江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第8条の規定により、届け出ます。

記

辞退する理由

様式第6号（第9条関係）

建第 号

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第9条第2項の規定により、 年 月 日付け指令建第 号で通知した木造住宅耐震診断士派遣決定は、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

取り消した理由

様式第7号（第10条関係）

年　月　日

寒河江市長

様

派遣診断士　住　所  
氏　名

寒河江市木造住宅耐震診断結果報告書

令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、報告します。

記

派遣対象者	住　所					
	氏　名					
現地調査日	年　月　日	午前・午後	時	分		
耐　震　　診　　斷　　結　　果						
X方向（東西方向）				Y方向（南北方向）		
総合評点： 総合判定結果				総合評点： 総合判定結果		
コメント						

総　合　評　点	判　定
1. 5以上	倒壊しない。
1. 0以上～1. 5未満	一応倒壊しない。
0. 7以上～1. 0未満	倒壊する可能性がある。
0. 7未満	倒壊する可能性が高い。

様式第8号（第11条関係）

建第 号

年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市木造住宅耐震診断結果通知書

年 月 日付け指令建第 号により派遣の決定を通知した木造住宅耐震診断士の派遣について、耐震診断が終了し、結果が明らかとなりましたので、令和6年度寒河江市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第11条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて、報告します。

また、この件に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

記

問い合わせ先

寒河江市建設管理課建築住宅係 (電話番号 85-1627)